



嘉手納町墓地整備基本計画(素案)

【概要版】

墓地整備基本計画の目的

- 墓地は従来、集落から離れた場所に立地していましたが、集落の拡大等により、集落内に墓地が内包される状況になってきています。
- この様な状況は嘉手納町においても同様に、集落と墓地が混在している状況にあります。
- 墓地の建設許可は、これまで、**都道府県知事の許可が必要**でしたが、権限移譲により、**嘉手納町による建設許可**になります。
- そのため、**嘉手納町における墓地の集約や適正配置に関する方針**を定めることとなりました。

■本計画の計画期間

- 本計画は、平成27年度を基準年とし10年後の平成36年度までを計画期間とします。

嘉手納町内に点在する墓地の立地状況

- 現況調査の結果、嘉手納町内には**1,962基**の墓地が立地している状況にあります。(米軍基地内を除く)
- その内、久得霊園794基、嘉手納霊園78基、水釜霊園17基と公営墓地には、**889基**の墓地が立地しています。
- そのことから、嘉手納町の市街地に**1,073基**の墓地が点在している状況にあります。

住民意向調査の主な内容

■実施要領

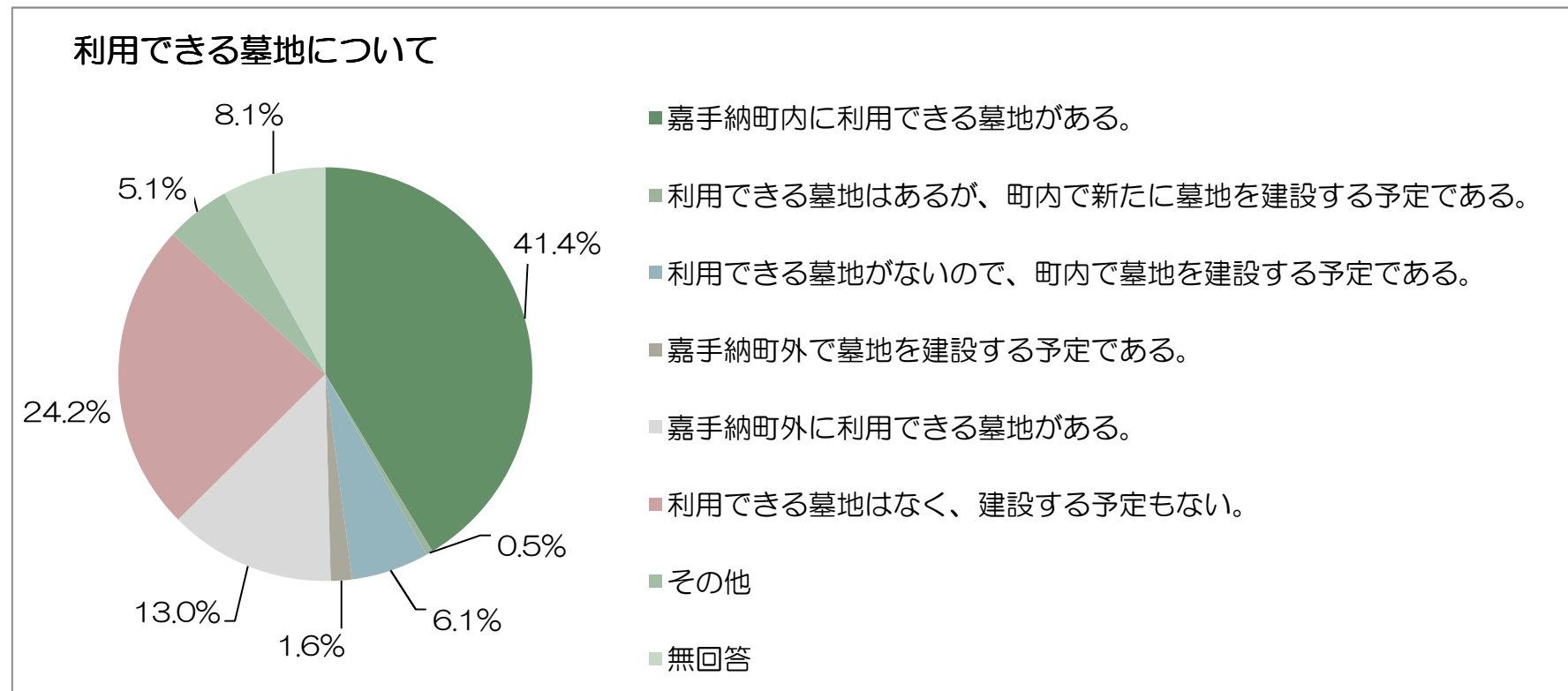
- 調査対象: 嘉手納町に在住の方(20歳以上を対象に無作為に抽出)
- 調査地域: 嘉手納町全域(米軍基地を除く)
- 調査期間: 平成25年11月18日(月)～平成25年11月30日(土)
- 調査方法: 郵送による配布、郵送による回収
- 配布数: 2,000件

■回収状況

配布数	回収数	回収率
2,000	607	30.4%

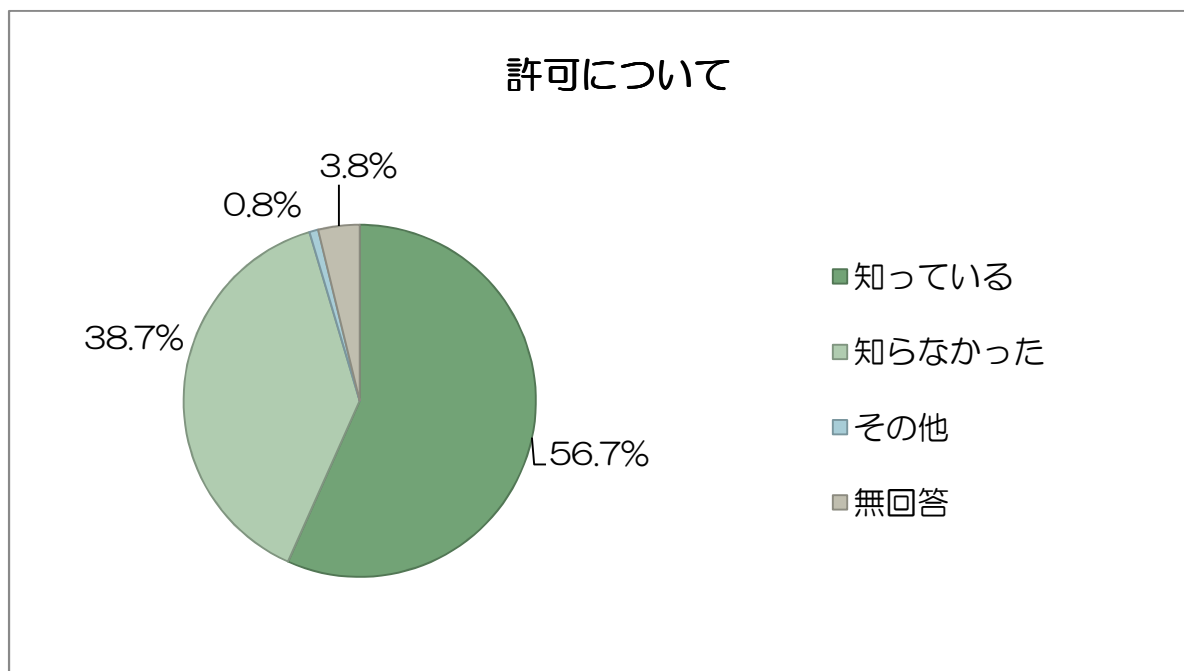
住民意向調査の主な内容

- 利用できる墓地については、「嘉手納町内に利用できる墓地がある」251票(41.4%)が最も多く、次いで、「利用できる墓地はなく、建設する予定もない」147票(24.2%)の順となっています。
- 今後、新たに建設する墓地も含めると、291票(48.0%)と約半数の方が、嘉手納町内での墓地利用を検討している状況にあります。



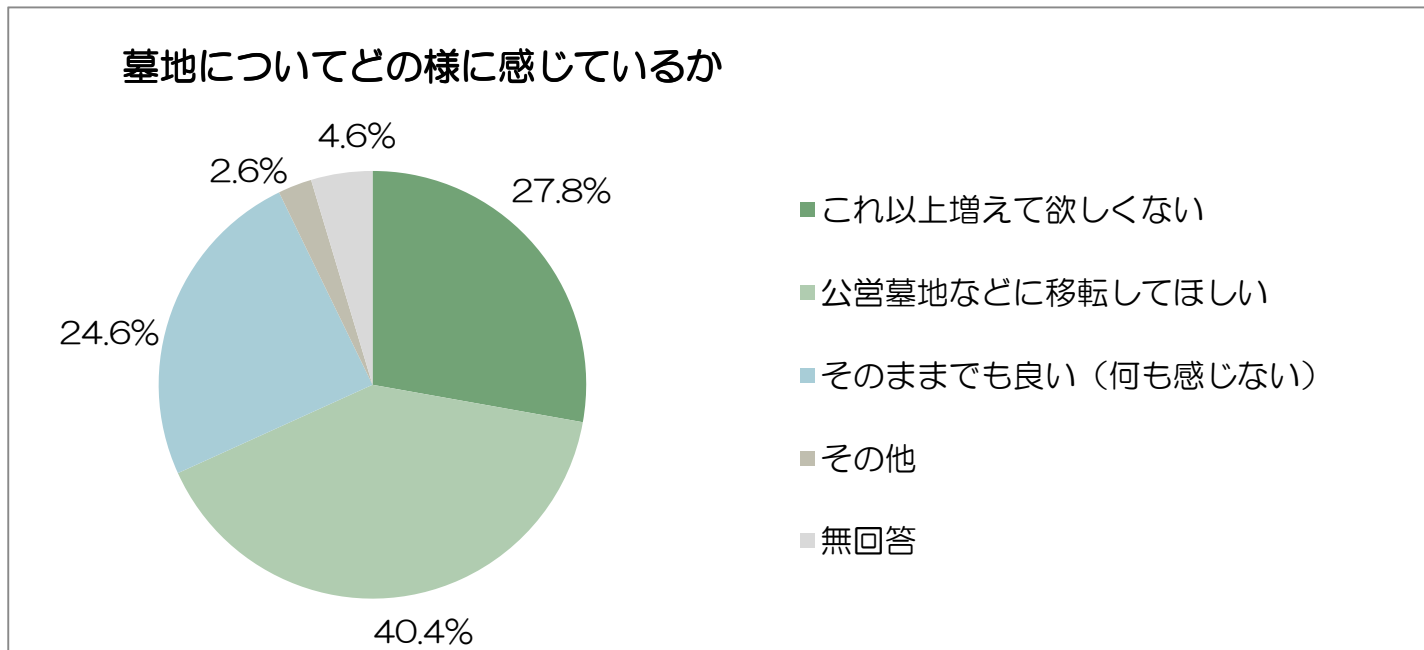
住民意向調査の主な内容

- 墓地建設する際の許可については、「知っている」344票(56.7%)が最も多く、次いで、「知らなかった」235票(38.7%)、「その他」5票(0.8%)の順となっています。



住民意向調査の主な内容

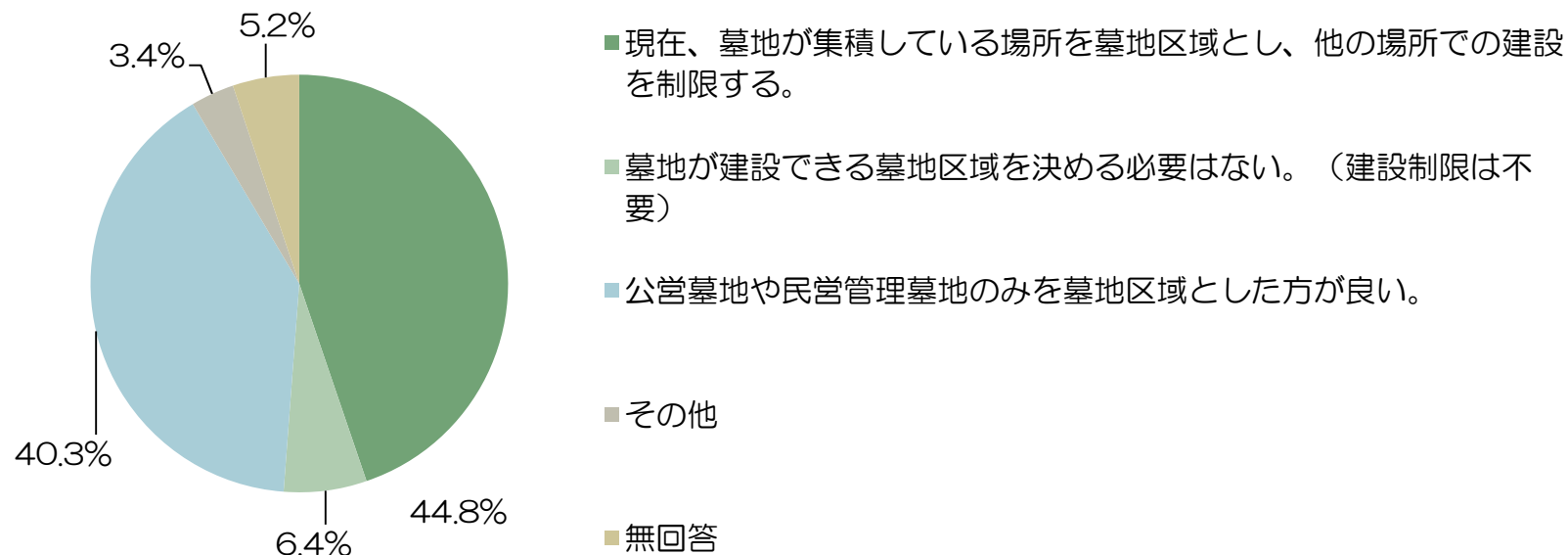
- 墓地についてどの様に感じているかについては、「公営墓地などに移転してほしい」253票(40.4%)が最も多く、次いで、「これ以上増えて欲しくない」174票(27.8%)、「そのままでも良い(何も感じない)」154票(24.6%)、「その他」16票(2.6%)の順となっています。



住民意向調査の主な内容

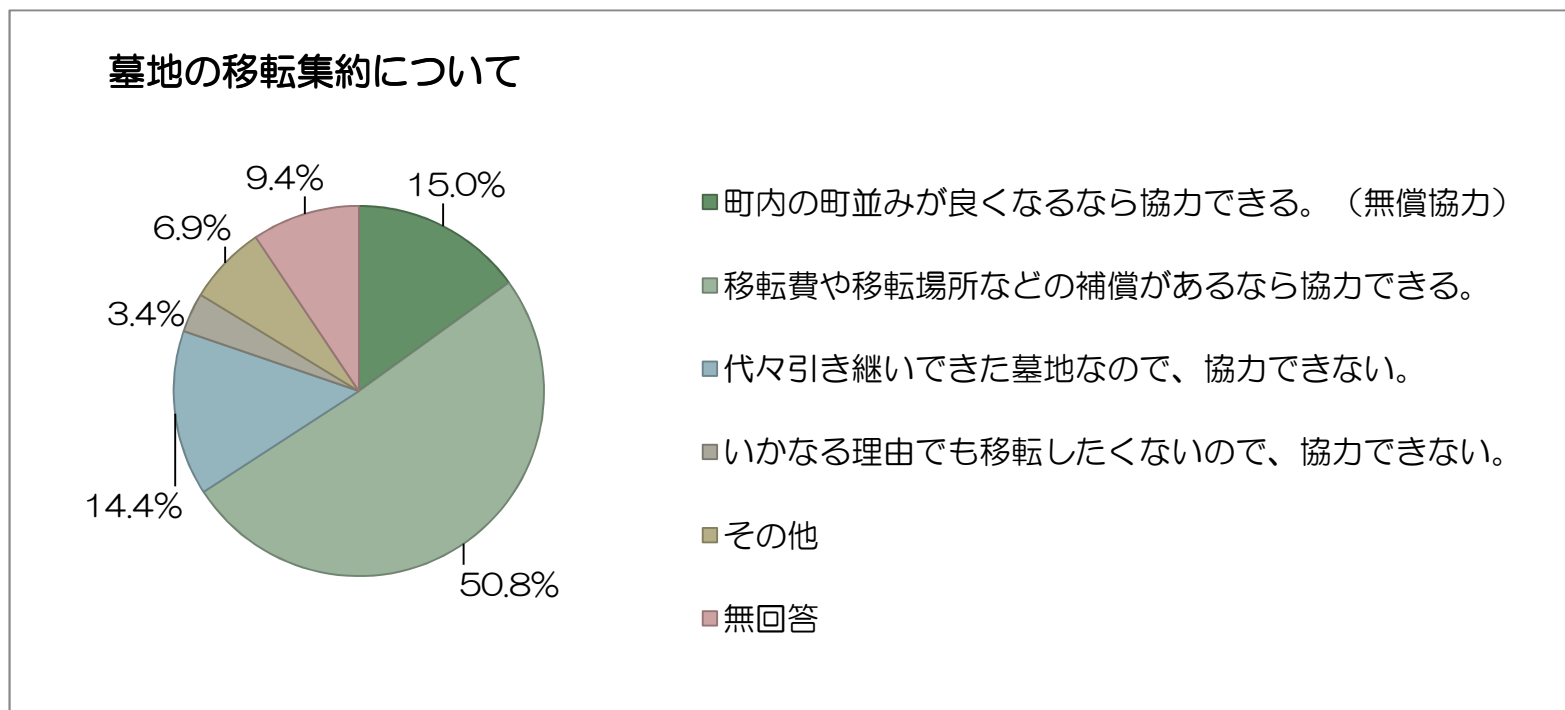
- 墓地が建設できる区域については、「現在、墓地が集積している場所を墓地区域とし、他の場所での建設を制限する」278票(44.8%)が最も多く、次いで、「公営墓地や民営管理墓地のみを墓地区域とした方が良い」250票(40.3%)の順となっています。

墓地が建設できる区域について



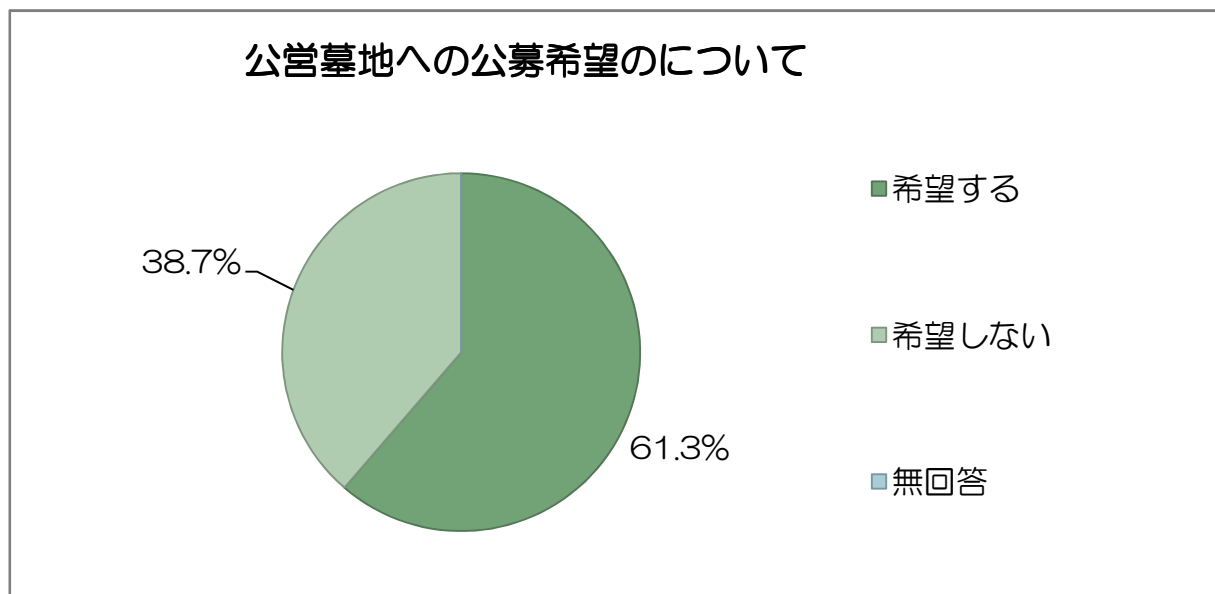
住民意向調査の主な内容

- 墓地の移転集約については、「移転費や移転場所などの補償があるなら協力できる」162票(50.8%)が最も多く、次いで「町内の町並みが良くなるなら協力できる。(無償協力)」48票(15.0%)の順となっています。



住民意向調査の主な内容

- 公営墓地への公募希望については、「希望する」330票(61.3%)が最も多く、次いで「希望しない」208票(38.7%)の順となっています。



今後想定される墓地の増加数

■ 今後想定される墓地の増加数の考え方

- 「国立社会保障・人口問題兼研究所」で公表されている「将来の増加人口」及び「将来の死亡率」を用いて、「将来の死亡者数」を算出します。（年平均77名の死亡者数となります。）

	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	平成31年 2019年	平成32年 2020年	平成33年 2021年	平成34年 2022年	平成35年 2023年	平成36年 2024年
推計死亡者数 (墓地想定増加数)	74.4	72.7	74.5	76.3	78.1	79.9	77.5	77.9	78.3	78.8

今後想定される墓地の増加数

■ 今後想定される墓地の増加数の考え方

- 今後、嘉手納町に墓地を建設予定している方の割合（住民意向調査より）を、今後想定される墓地の増加率とします。

問4 利用できる墓地について

		票	%
1	嘉手納町内に利用できる墓地がある。	251	41.4%
2	利用できる墓地はあるが、町内で新たに墓地を建設する予定である。	3	0.5%
3	利用できる墓地がないので、町内で墓地を建設する予定である。	37	6.1%
4	嘉手納町外で墓地を建設する予定である。	10	1.6%
5	嘉手納町外に利用できる墓地がある。	79	13.0%
6	利用できる墓地はなく、建設する予定もない。	147	24.2%
7	その他	31	5.1%
8	無回答	49	8.1%
	合計	607	100.0%

- 今後町内に墓地を建設する予定の方は、アンケート回答者の6.6%（0.5%＋6.1%）となっています。

今後想定される墓地の増加数

■ 今後想定される墓地の増加数の考え方

- 嘉手納町内に今後墓を建設する割合(6.6%)と今後増加すると想定される墓地数を乗じ、将来墓地数を算出します。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
推計死亡者数 (墓地想定増加数)	74.4	72.7	74.5	76.3	78.1	79.9	77.5	77.9	78.3	78.8
墓地建設想定数	4.9	4.8	4.9	5.0	5.2	5.3	5.1	5.1	5.2	5.2

- 年平均の**墓地増加数は概ね5基**程度となります。
- 今後10年間で**50基の墓地**が増加されると想定されます。

墓地、埋葬等に関する法律上の墓地禁止区域

- 墓地の建設は「墓地、埋葬等に関する法律」により、以下の区域に建設することは出来ないとされています。

(1) 墓地

ア 墓地の敷地は、当該墓地を經營する者が所有し、又は法第10条第1項の許可若しくは同条第2項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。

イ 国道、県道その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること。

ウ 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から100メートル以上離れていること。

エ 水源を汚染するおそれのない場所であること。

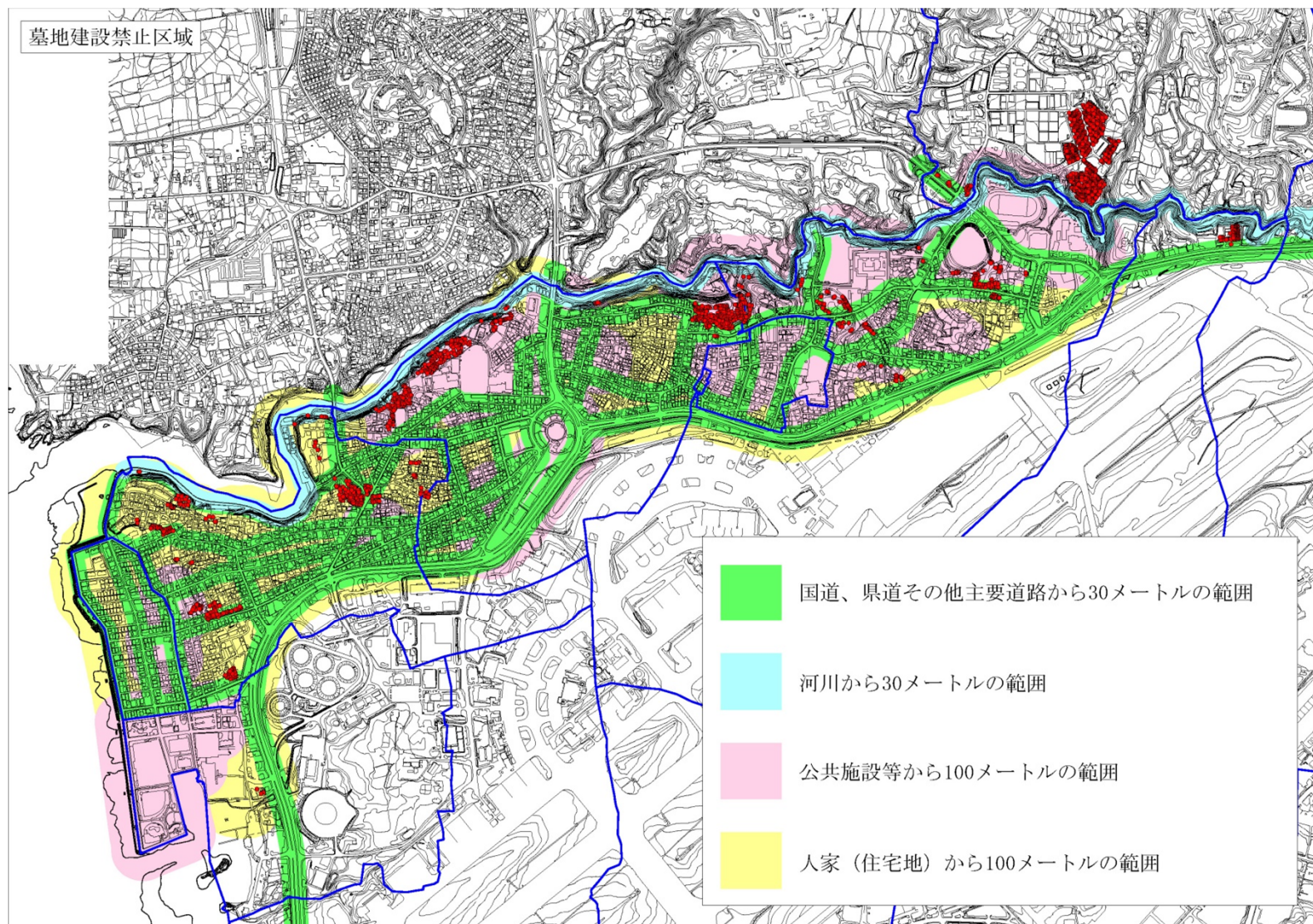
オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。

カ 周辺的美観を損ねることがないこと。

※墓地、埋葬等に関する法律施行細則（沖縄県）より

墓地、埋葬等に関する法律上の墓地禁止区域

- 「墓地、埋葬等に関する法律」の条件を嘉手納町に重ねると、殆どの土地で、**墓地の建設は禁止区域**となります。



墓地の集約区域(案)

- 嘉手納町の土地利用において、墓地埋葬法上では**殆どの地域が墓地建設の禁止区域**となっています。しかし、今後も墓地の増加はみられることから、市街地への墓地建設が今後も想定されるため、**墓地建設の受け皿を検討**する必要があります。
- 現在、久得霊園、嘉手納霊園、水釜霊園合わせて、**169区画が未使用**となっている状況にあります。
- 近年、近隣市町村では民間の管理型墓苑の整備が行われつつありますが、本町においては、そのような土地の確保は極めて困難であり、今後の町内における墓地需要を考慮すると**公営墓地の活用も視野**に入れることが望まれます。
- そのため、**公営墓地を墓地移転集約先**としての検討を行うこととなりました。

移転集約対象の墓地(案)

- 町内の公営墓地を墓地の移転集約先として検討することとなりましたが、**今後増加が想定される墓地のみの受け皿として利用するのではなく**、町内に点在してる墓地についても、移転対象として検討することとなりました。

■移転対象の墓地

- 移転対象となる墓地については、**「公園などの公共施設」や「住環境上の観点から主要な幹線道路沿道」**に立地する墓地を対象とします。

■「公園などの公共施設」

- 「公園などの公共施設」については、周辺も含めて墓地の立地が多く見られる**「屋良城跡公園」、「野國總管公園」、「嘉手納運動公園」**などに点在している墓地を対象とし**積極的な移転**を行います。

■「住環境上の観点からによる主要な幹線道路沿道」

- 「住環境上の観点からによる主要な幹線道路沿道」については、主要な幹線道路として**「町道39号線(水釜通り)」「町道48号線」「水釜大木線」「屋良千貫田線」**などの沿道に隣接する墓地を対象とし、**所有者の要望に応じ対応**します。

移転集約対象の墓地(案)

■移転対象墓地数

- 公園などの公共施設による墓地移転数は**77基**、主要な幹線道路沿道による墓地移転数は**27基**、今後新規で増加が想定される墓地は**50基**(10年間)であり、**合計154基**の墓地が移転対象の墓地数となります。
- 霊園の**空区画数169区画**に対し、移転集約及び新設の墓地が**154基**となっていることから、**15区画が空区画**となる。その残りの15区画については、**その他の公共施設整備による移転対象の受け皿**として検討します。

公営墓地利用数

	合計
公園などの公共施設	77
主要な幹線道路沿道	27
新設墓地数	50
その他の利用	15
合計(公営墓地空区画数)	169

今後の課題

■ 公営墓地について

- 新設や移転集約に伴い、今後、**区画数が足りなくなることが想定**されることから、**公営墓地の拡大や新たな整備の検討**が必要となります。
- しかし、嘉手納町の土地利用上新たな土地の確保は困難であるため、米軍基地跡地利用の中で公営墓地についても検討を行う事が望まれています。

■ 納骨堂について

- 納骨堂の空きスペースも集約区域として検討しますが、**受け入れに必要な設備の改修や規則、管理の在り方**などの整備が必要になります。
- しかし、空スペースにも限りがありますので、今後、**共同墓の整備も検討**する必要があるとあります。

■ 葬斎場について

- 利用者の利便性向上を図る上からも**建替え等の検討**が必要となります。

今後の課題

■市街地内の墓地について

- 墓地埋葬法上、嘉手納町の殆どは墓地禁止区域となっていることから、市街地への建設を行わないよう指導する必要があります。
- しかし、禁止区域の全ての墓を移転集約することは現実的に困難であることから、既存墓地の建替えについては、周辺住民や自治会の同意を得れば、認める方向で考えることが必要となります。

今後の方向性

■ 既存墓地への対策

- 公営墓地の空区画を活用しての集約化を進めますが、町民の需要の全てに応えることは極めて困難であり、基本的に**建替えについては、周辺住民や自治会の同意を得れば、許可する**方向で検討します。

■ 無縁墓地への対策

- 後継者のいなくなる可能性がある墓地については、**納骨堂や共同墓への移転**を促すとともに、既に無縁墓となっているものについては、**移設撤去のための施策を検討**し実施します。

■ 無許可墓地への対策

- 墓地建設には許可が必要となるため、**墓地埋葬法の周知**に努めるとともに、担当課による**巡視パトロール**や**自治会等地域住民との連携**、**墓地建設業者及び墓地建設依頼者への指導**に努めるとともに、墓地建設を許可した**許可表示板などの設置**や**建設許可証の掲示**などを検討します。
- また、無許可墓地に対して、**撤去などの対策を検討**するものとしします。

今後の方向性

■歴史的資源の墓地への対策

- 亀甲墓などは、昔から残る沖縄独特の墓形態であり、歴史的な資源にも今後なり得る可能性があります。
- そのため、**歴史的資源と成り得る墓地については、今後も保全に取り組みます。**

■公営墓地のあり方

- 町民の今後の新たな墓地需要に対応するものとして**10年分50区画を確保**します。
- 利用者の決定にあたっては、**真に必要な町民が公平公正に利用**できるようにするため、区画を何年かに分け**基準を定め公募**により行うことを基本とします。
- 近年は家族墓の建設が多くみられることから、公営墓地で設定している**墓地面積の縮小やロッカー式墓地の整備、共同墓地の整備など、よりコンパクト**にし、より多くの受け皿を用意することに努めます。

今後の方向性

■納骨堂の利用

- 納骨堂については、町民の墓地需要の受け皿としても活用できる**よう施設の整備や規則の整備**を行います。

■今後の墓地への対策

- 墓地台帳を活用し、新たに建設される墓地の現況確認や無許可で建設される墓地の管理を行います。
- 新規で建設される墓地については、「**墓地建設許可証(仮)**」を墓地に**表示の義務化**を行います。

■墓地整備基本計画の見直し

- 嘉手納町墓地整備基本計画は10年間の方針を定めた計画であることから、**町内に点在する墓地の再確認**等を行うため見直しを行います。
- 中間年次の**5年後には、現況の再確認**を行います。